

令和元年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、推進している運動である。

わが国の労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により長期的に減少してきたが、ここに来て、増加に転じる年が目立つなど、予断を許さない状況にある。平成30年も、死亡災害こそ前年を下回ったものの、死傷災害は3年連続の増加となった。

その背景には、加齢に伴う身体機能の低下の影響が出やすい高年齢労働者の雇用拡大、パート・アルバイトなど非正規雇用が多く安全衛生活動・教育の定着が難しいとされる第三次産業従事者の増加などがある。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫る中、建築関連工事や警備業、施設メンテナンス業務、物流サービスなど多くの業種で人手不足が深刻化している点も大きな懸念材料といえる。さらに今後は、対象産業分野が拡大された特定技能外国人に対して実効性のある安全衛生教育を行えるかが、労働災害の増加を防ぐ上で重要な課題となる。

今後は、2022（令和4）年度までを計画期間とする国の第13次労働災害防止計画に基づき、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等の実施を徹底するとともに、安全衛生教育等推進要綱で実施が求められている産業保健スタッフや化学物質管理者、管理職などに対する教育・研修や、令和元年7月に改正された「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を踏まえた労働衛生教育にも力を入れる必要がある。そして、安全衛生業務従事者への能力向上教育に積極的に取り組むことが、職場の安全・健康を守り続けるカギとなる。

その上で、AI（人工知能）など先端技術を活用した安全衛生対策や、外国人をはじめ誰もが正しく認識できる「安全」のための図示とその周知など、新たな視点での教育の検討が求められる。

教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、自事業場に必要な教育体制が整っているかをあらためて確認し、計画的に準備を進めたい。特に、義務化された高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用と特別教育、令和元年10月に施行された「電気自動車等の整備業務」に係る特別教育、伐木作業等を行うすべての業種を対象に強化された特別教育など、新たな情報と知識をしっかりと共有し、着実に実施することが重要である。

これらの状況を踏まえ、本年度の安全衛生教育促進運動は、

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和元年12月1日から令和2年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構（順不同）

7 実施者

各事業場

8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じたの広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示
- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知

- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- (2) 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- (3) その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育、新たに特別教育が必要となる業務等（フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務づけられる高所作業、電気自動車等の整備業務、伐木作業等を含む）に従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
 - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
 - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
 - キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
 - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
 - ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者に対する教育
 - イ 化学物質管理者教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
 - オ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー

カ 管理職に対する安全衛生教育

キ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育

ク 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育

- (6) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- (7) 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用